

教職実践演習と履修カルテに関する申し合わせ

2014（平成 26）年 7 月 16 日 教育学部教育委員会

全学教員養成運営委員会が策定した「教職実践演習の実施に関するガイドライン」のほかに、教育学部においては以下の点に留意する。

1. 教育学部では、教職実践研究（前期）と教職実践演習（後期）との合成による通年体制で行う。
2. 教職実践演習のそれぞれのクラスは、同クラスが指定する教職実践研究のクラスを履修済みでないと登録できない。
3. 授業回数は、土日等で集中実施する場合も含めて、上記第 1 項の趣旨に即したものとする。
4. 教職科目（教科指導法を含む）担当者と教科専門科目担当者との連携・協力でクラスを運営する。
5. 学生の履修カルテについて指導・助言するのは年次指導教員であり、教職実践研究および教職実践演習においても年次指導教員は何らかのかたちで関与する。
6. 本学部卒業生にかぎり、かつ「教職実践演習の実施に関するガイドライン」の第 II-1 項の登録条件を満たして希望クラスの担当責任者が了解した場合は、代議員会の議を経て教職実践研究および教職実践演習の科目等履修を認めることができる。